

事 務 連 絡
令和 3 年 8 月 27 日

各都道府県障害保健福祉担当主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障 害 福 祉 課
精 神 ・ 障 害 保 健 課

新型コロナウイルス感染症に係る障害支援区分の認定等の
臨時的な取扱いについて（その 3）

新型コロナウイルス感染症への感染拡大防止を図る観点から、障害支援区分の認定調査の対象者への面会が困難な場合においては、臨時的な取扱いとして、障害支援区分の認定の有効期間について、従来の期間に新たに12ヶ月までの範囲内で市町村が定める期間を合算できることとし、当該合算された期間の範囲内で支給決定を行うことができることとしているところです（「新型コロナウイルス感染症に係る障害支援区分の認定等の臨時的な取扱いについて（その 2）」（令和 2 年 4 月 15 日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、精神・障害保健課事務連絡））。

今般、当該取扱いに関連して、新型コロナウイルス感染症への対応に係る障害支援区分の認定調査の臨時的な取扱いについて、下記のとおりとしますので、本件事務連絡について、管内の市町村に周知いただくようお願いいたします。

記

1. 新型コロナウイルス感染症への感染拡大防止を図る観点から、障害者支援施設や病院等において、入所者等との面会を禁止する等の措置がとられることにより、当該施設等に入所している対象者の認定調査が困難な場合、オンライン（情報通信機器を通じてリアルタイムに行う方法）による認定調査を行えるものとする。
なお、認定調査にあたっては、認定調査に一定の知見を有する相談支援従事者、医師・看護師等が同席し、認定調査員の指示・指導の下、対象者の心身の状況を確認する等適切な関与ができることや、認定調査員がリアルタイムの映像で対象者の心身の状況を確認することにより、障害特性や個別の認定調査項目の選択を適切に行うことができる環境（調査の水準や対象者の安全、情報セキュリティの確保）が整っていると判断する場合に限るものとする。
2. 認定調査票の特記事項欄に、相談支援従事者、医師・看護師等の関与を得てオンラインで認定調査を実施したこと等を記載し、市町村審査会で把握できるようにすること。

担当者

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

精神・障害保健課障害支援区分係

小林・相川

TEL 03-5253-1111(内線 3026)